

【判例時報 平成30年2月号 (No.2353～2355)】

判例時報2月1日号 (No.2353)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	3	長崎地判H29.4.17 (諫早湾干拓地潮受堤防排水門開放差止請求事件第1審判決)	塩害、潮風害などにより農業被害等が生じるおそれがあること等を理由に国営諫早湾土地改良事業における干拓地潮受堤防の北部及び南部の各排水門開放差止請求が認容された事例	

判例時報2月11日号 (No.2354)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	20	東京高裁H29.5.31 (不当利得返還請求控訴事件) (上告・上告受理申立て)	勤務先会社が指定するウィークリー・マンションのテレビジョン受信機付きの居室に入居しNHKテレビ放送を受信し得る状況を受受する者は、放送法64条1項にいう「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に当たり、NHKとの間で放送受信契約を締結して受信料を支払ったことは法律上の原因があるとされた事例	<p>・一審判決は、放送受信契約締結義務者は、本件居室にテレビ受信機を設置する私法上の権原を有し、それを設置した者と解した(原告の請求を一部認容、NHK一部敗訴)。</p> <p>・<b>本判決は、放送法の立法趣旨と文言解釈から、受信設備を物理的に設置した者だけでなく、その者から権利の譲渡を受けたり承諾を得たりして、受信設備を占有使用して放送を受信することができる状態にある者も含まれると解した。</b></p> <p>・本判決は、事例的意義ばかりでなく、放送法の立法趣旨と文言解釈から導いた放送法64条1項の解釈論は規範的意義を有し、一審判決を変更した点も含めて、実務上参考となる。</p>

判例時報2月21日号 (No.2355)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	3	最判平成29年4月6日民集71巻4号637頁 (じん肺管理区分決定処分取消等請求事件) (破棄差戻)	じん肺管理区分が管理一に該当する旨の決定を受けた常時粉塵作業に従事する労働者等が管理四に該当するとして提起した右決定の取消訴訟の継続中に死亡した場合における労働者災害補償法11条1項に規定する者による訴訟承継の成否 (積極)	<p>●本判決は、最高裁がじん肺管理区分の決定の取消訴訟における訴訟承継が認められる場合を初めて明らかにしたものであり、実務上重要な意義を有する。</p> <p>●本件取消訴訟の実質的目的・労災法11条1個における実質的理解に照らすと、<b>管理一に該当する旨の決定を受けた労働者等が管理四に該当するとして、その取消を求める法律上の利益は、当該労働者が死亡したとしても、労災法11条1項所定の遺族が存する限り、失われるものではない。</b></p>
2	9	最決平成29年9月12日民集71巻7号登載予定 (配当表に対する異議申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可決定事件)	破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合における、破産手続開始時の債権の額を基礎として計算された配当額のうち実体法上の残債権額を超過する部分の配当方法	<p>【事案の概要】本件は、破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた破産債権者が、破産手続開始の時点における債権の額として確定したものを基礎として計算された配当額のうち実体法上の残債権額を超過する部分(超過部分)を物上保証人(求償権者)に配当すべきものとした破産管財人の配当表に対する異議申し立てをした事案である。</p> <p>●この問題について判断した裁判例は過去には見当たらない。本決定は、超過部分の取扱いについて最高裁が初めて判断を示したものであり、理論的にも実務的にも重要な意義を有する。</p> <p>●本決定は、<b>超過部分は求償権者に帰属するものであるが、破産手続においては超過部分も含めて債権者に配当した上で、求償権者の債権者に対する不当利得返還請求による処理に委ねる見解を採用したものである。</b></p> <p>●本決定は、超過部分を含む配当はあくまで一般の破産債権についてなされたものであるから、<b>配当の対象となっていない劣後の破産債権の存在を理由に不当利得の成立を否定することはできないものと考えられる。</b>(本決定は不当利得の成否が争われた事案でもないにもかかわらず、敢えて不当利得として超過部分相当額を返還すべき義務を負うことに言及している)</p>